

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう（条文解説）](#) 第3章 国民の権利及び義務 （22）
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

### 日本国憲法を知ろう（条文解説） 第3章 国民の権利及び義務 （22）

#### 第三章 国民の権利及び義務

##### ——「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明——

憲法第36条も、人身の自由の一種で、「刑事上手続きの保障」に位置します。（3-④を参照）

#### 憲法第三十六条 【 拷問及び残虐な禁止 】

公務員人による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

##### 1. 語句説明

拷問・・・肉体的な苦痛を加えて、自白を強制すること。

残虐・・・むごたらしく苦しめ、しいたげること。

##### 2. 条文説明

過去の反省から、拷問や残虐な刑罰を絶対的に禁じることを、宣言したものです。「残虐な刑罰」とは、不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残虐と認められる刑罰（最判昭23.6.30）を意味します。

それでは、死刑はどうなのか？ 日本には死刑制度があります。最高裁判決（昭和23.3.12）では、「刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちに第36条にいう残虐な刑罰に該当するとは考えられない。ただ、死刑といえども、他の刑罰の場合におけると同様に、その執行の方法等がその時代と環境とにおいて人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合には、もちろんこれを残虐な刑罰と言わねばならぬ。」と明示しています。

なお、刑の執行については「監獄法」に規定されています。

したがって、将来若し死刑について「火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆで」の刑のごとき残虐な執行方法を定める法律が制定されたとすれば、その法律こそ、まさに憲法第36条に違反するものと言えます。

簡単に言えば、「死刑は残虐な刑罰ではないけれども、死刑をどのようにやるのかにつき、残虐な執行方法なるものがある」ということです。

人道主義者や平和主義を掲げる「学者・弁護士」は、死刑は残虐な行為だから、憲法違反だと主張する人たちもいます。その根拠が「憲法第36条」です。

[PDF版](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

### Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.